

畑作物産地体制確立・強化緊急対策事業のうち
 畑作物産地生産体制確立・強化整備事業
 （分みつ糖工場低炭素化整備事業）
 審 査 基 準

分みつ糖工場低炭素化整備事業については、以下の１及び２の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

１．事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果をポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、類別１から２のうち１つ及び３のポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

分みつ糖工場低炭素化に係るポイント

類別	達成すべき基準及びポイント	成果目標に係る現況値ポイント
１	・二酸化炭素排出量の １％以上の削減 １．４％以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント １．３％以上・・・・・・・・・・ ８ ポイント １．２％以上・・・・・・・・・・ ６ ポイント １．１％以上・・・・・・・・・・ ４ ポイント １．０％以上・・・・・・・・・・ ２ ポイント	・二酸化炭素排出量が過去５年平均と比較して １％以上高い ５％以上・・・・・・・・・・ ５ ポイント ４％以上・・・・・・・・・・ ４ ポイント ３％以上・・・・・・・・・・ ３ ポイント ２％以上・・・・・・・・・・ ２ ポイント １％以上・・・・・・・・・・ １ ポイント
２	・石炭又は化石燃料使用量の １．５％以上の削減 １．９％以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント １．８％以上・・・・・・・・・・ ８ ポイント １．７％以上・・・・・・・・・・ ６ ポイント １．６％以上・・・・・・・・・・ ４ ポイント １．５％以上・・・・・・・・・・ ２ ポイント	・石炭又は化石燃料使用量が過去５年平均と比較して １％以上低い ５％以上・・・・・・・・・・ ５ ポイント ４％以上・・・・・・・・・・ ４ ポイント ３％以上・・・・・・・・・・ ３ ポイント ２％以上・・・・・・・・・・ ２ ポイント １％以上・・・・・・・・・・ １ ポイント
３	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和６年度までに認定を受ける見込みがある場合。 ・・・・・・・・・・ ３ ポイント	

2. 事業内容及び応募主体の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募主体の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。